北上川流域ものづくりネットワーク規約

(名称)

第1条 このネットワークは、北上川流域ものづくりネットワーク(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(事務局)

第2条 ネットワークの事務局を県南広域振興局経営企画部に置く。

(目的)

第3条 ネットワークは、企業、学校、行政が一体となって北上川流域を中心とした ものづくり産業を支える人材を育成することを目的とする。

(事業)

- 第4条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 学校と企業が共同で行う産業人材育成関連事業の総合調整
 - (2) 会員(企業・学校等)のニーズ把握
 - (3) 会員(企業・学校等)への地域の企業(学校)情報の提供
 - (4) 会員(企業・学校等)からの相談対応
 - (5) 地域における産業人材育成の進捗状況の評価
 - (6) その他、必要な事業

(会員)

第5条 ネットワークの会員は、第3条の目的に賛同し、ネットワークの運営等に参 画するものであり、盛岡、花巻、北上、奥州、一関地域の企業、学校、行政、団体 を基本とする。

但し、それ以外の地域の企業等であっても加入できるものとする。

(会費)

- 第6条 ネットワークの企業会員は、年会費3万円を納入しなければならない。
- 2 ネットワークの学校会員、行政会員、団体会員は、会費の納入義務を負わず、支援方法については、必要な措置を講じるものとする。

(役員)

第7条 ネットワークに次の役員を置く。

代表 1名

副代表 1名

運営委員 20名以内

(選任)

第8条 運営委員及び監事は総会において会員の中から選任する。

但し、平成 18 年度については、北上川流域ものづくりネットワーク設立準備会の 委員をもって運営委員とする。

2 代表及び副代表は、運営委員の互選とする。

(職務)

- 第9条 代表は、会務を総理し、総会及び運営委員会の議長となる。
- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会に出席し、必要な会務の審議に参加する。
- 4 監事は、運営委員会に出席し、必要により意見を述べるとともに、ネットワーク の財産状況及び業務執行状況が適正であるかを監査し、総会において報告する。

(任期)

- 第10条 役員の任期は、1年とする。
- 2 役員は、再任を妨げない。

(総会)

- 第11条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は毎年1回開催し、臨時総会は運営委員会が議決したときまたは代表が、 必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、次の事項を審議決定する。
- (1) 年度事業計画および予算に関する事項
- (2) 年度事業報告および決算に関する事項
- (3) 運営委員および監事の選任
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) その他運営委員会において必要と認めた事項

(総会の議決権)

第12条 ネットワークの会員の議決権は、1会員につき1個とする。

(総会の定足数および議決の方法)

- 第13条 総会の定足数は、会員の過半数とする。
- 2 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成による。

(運営委員会)

- 第14条 運営委員会は、代表が必要と認めるときまたは運営委員の2分の1以上が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。
- 2 運営委員会は、次の事項を審議決定する。
- (1)総会に付議する事項
- (2) 代表および副代表の選任
- (3) ネットワークの運営に関する事項 (評価を含む)
- (4) 会費の改定に関する事項
- (5) その他代表が必要と認めた事項

(運営委員会の構成)

第15条 運営委員会は運営委員および監事をもって構成する。

ただし、代表が必要と認めたときは、運営委員および監事以外の関係者を出席させ 意見を求めることができる。

(運営委員会の定足数および議決の方法)

- 第16条 運営委員会の定足数は、運営委員の過半数とする。
- 2 運営委員会の決議は、出席運営委員の過半数の賛成による。

(事務局職員)

- 第17条 事務局に次の職員を置く。
 - (1) 事務局長
 - (2) 事務局次長
- (3) ネットワークコーディネーター
- 2 前項の職員は、代表が指名する。

(会計年度)

第18条 ネットワークの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第19条 本規約は、総会の議決を経て変更することができる。

(施行期日)

この規約は、平成18年5月17日から施行する。

(この規約は、平成25年5月16日から施行する。)